

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○生活保護法による施術者の指定

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（四件）

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の区域変更（三件）

○道路の供用開始

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区の定款変更の認可

○開発行為に関する工事の完了（二件）

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

○仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線宮沢橋事件公示送達

○公安委員会

○収用委員会

○仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線宮沢橋事件公示送達

○仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線宮沢橋事件公示送達

○仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線宮沢橋事件公示送達

○仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線宮沢橋事件公示送達

ページ

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三十号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月十二日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の業務課に係る専決事項の項第二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「第十八条」を「第十二条の三」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に

改め、「取消し」の下に「又は大麻草の栽培の中止命令」を加え、同表業務課長の専決事項の項第二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号イ中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同号ロ中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「まつ消（第十条）」を「抹消（第十二条の三、第十二条の四）」に改める。

別表第七保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十五号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年十二月十二日から施行する。

附 則

この訓令は、令和六年十二月十二日から施行する。

附 則

附 則

この訓令は、令和六年十二月十二日から施行する。

附 則

附 則

告 示

○宮城県告示第七百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
菅原 幸	ここみ訪問マッサージ台	仙台市泉区野村字下西河原三一六	令和六年八月十九日

○宮城県告示第七百五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十三加入区	平成十九年宮城県告示第三百八号（漁業災害補償法）に基づき加入区の設定された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝支所のうち伊勢畑及び唐桑の地区	令和六年十一月十五日	石巻市雄勝町雄勝字唐桑六十二の十四 近藤 博 石巻市二子二丁目四番地 渡邊 新之助	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	二人

○宮城県告示第七百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項

において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第三百八号（漁業災害補償法）に基づき加入区の設定された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝支所のうち水浜及び分水浜の区域	令和六年十一月十五日	石巻市雄勝町水浜字水浜百四十七の四 伊藤 文彦 石巻市雄勝町分水浜字分大槻 浩樹	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	四人

○宮城県告示第七百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十六加入区	平成十九年宮城県告示第三百八号（漁業災害補償法）に基づき加入区の設定された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝支所のうち小浜及び浪板	令和六年十一月十五日	石巻市雄勝町水浜字小浜七の十三 砂金 弘樹 石巻市雄勝町水浜字小浜七の九 伊藤 和利	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	三人

の区域

○宮城県告示第七百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百加入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に て告示された 宮城県漁業協 同組合の雄勝 町雄勝湾支所 の地区のうち 袖浜及び大浜 の区域	令和六年十二 月十五日	石巻市雄勝町大浜字大 浜一の四十六 阿部の四十二 石巻市雄勝町大浜字大 浜一の四十二 阿部悦朗	漁業災害補償 法施行令（昭 和二十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 等養殖業	四人

○宮城県告示第七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○宮城県告示第七百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の敷地の幅員（メートル）
敷地の延長（メートル）

石巻市福地字塩手四〇番一地从先から 同市福地字塩手四〇番一地从先まで	前	一一・四	二四・三	一一〇・〇
	後	一二・四	三六・四	一一〇・〇
石巻市福地字町頭五〇番九地从先から 同市福地字加茂崎一番三地从先まで	前	六・二	一一・一	一三五・〇
	後	五・三	一三・七	一三五・〇

○宮城県告示第七百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間 牡鹿郡女川町小乗浜字向三二番五地从先から 同郡同町小乗浜字向三七番地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前	後			
	A	B			
	一〇・〇	一〇・〇			

○宮城県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白石柴田線
- 三 道路の区域

変更の区間 柴田郡大河原町大谷字後田三〇番一地从先から 同郡同町大谷字下欠一七番三地从先まで	前	三・八	一一・一	九〇三・五
	後	三・八	一二・八	九〇三・五

○宮城県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年十二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町小乗浜字向三二番五地从先から 同郡同町小乗浜字向三七番地先まで	令和六年 十二月六日

○宮城県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年十二月六日

宮城県仙台地方振興事務所

- 一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名

所長 佐藤 静 哉

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年十一月十八日	石川 誠	黒川郡大和町落合舞野字庚申五十一番地の一	理事
令和六年十一月十八日	高平 治彦	黒川郡大和町落合相川字塚越三番五十七番地	理事
令和六年十一月十八日	瀬戸 啓一	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和六年十一月十八日	吉川 正喜	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和六年十一月十八日	平渡 高志	黒川郡大和町鶴巢下草字迫十五番地	理事

令和六年十一月十九日	平渡 高志	黒川郡大和町鶴巢下草字迫十五番地	理事
令和六年十一月十九日	吉川 正喜	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和六年十一月十九日	瀬戸 啓一	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和六年十一月十九日	安海 富士夫	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字塚五十七番地の三	理事
令和六年十一月十九日	高平 治彦	黒川郡大和町落合相川字塚越三番五十七番地	理事
令和六年十一月十九日	佐々木 周吉	黒川郡大和町鶴巢大平字南一ツ山五十四番地	理事
令和六年十一月十九日	小川 憲一	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和六年十一月十九日	文屋 浩	黒川郡大和町鶴巢鳥屋字半福寺六十一番地の一	理事
令和六年十一月十九日	瀬戸 昭子	黒川郡大和町鶴巢大平字新田三十番地の二	理事
令和六年十一月十九日	川島 克久	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字岸八十八番地の一	理事
令和六年十一月十九日	伊藤 浩美	黒川郡大和町吉田字長窪東三十四番地	理事
令和六年十一月十九日	文屋 泰彦	黒川郡大和町落合報恩寺字内ノ目五十五番地の一	理事
令和六年十一月十九日	内海 賢一	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字町頭十番地	理事

公 告

○宮城県告示第七百六十六号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年十一月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十二月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 佐藤 静 哉

令和六年十一月十八日	安海 富士夫	黒川郡大和町鶴巢三ヶ内字昭和百十七番地の三	理事
令和六年十一月十八日	大畑 洋一	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字塚五十二番地	理事
令和六年十一月十八日	佐々木 周吉	黒川郡大和町鶴巢大平字南一ツ山五十四番地	理事
令和六年十一月十八日	佐藤 徳郎	黒川郡大和町鶴巢鳥屋字町場十一番地	理事
令和六年十一月十八日	櫻井 幹夫	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字一本柳九十七番地	理事
令和六年十一月十八日	文屋 泰彦	黒川郡大和町落合報恩寺字内ノ目五十五番地の一	理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 名取市愛島台五丁目百一、番二十六の二の一部、百一、番二十七の二の一部、百一、番二十八、三百一、番四、三百一、番五の一部、四百一、番十四、愛島台四丁目百一、番十三の一部、百一、番三十の一部、百一、番三十一の一部、百一、番三十二の一部、百一、番三十三、百一、番三十四の一部、三百一、番三（第五工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
巨理郡山元町山寺桜木百六十八番一、百六十九番一、百七十番一、百七十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一

号

DCMニコット株式会社

議 会

○宮城県議会訓令甲第四号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月六日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十六年宮城県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十一号までの様式中「」を「」に改める。

様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号の2（第6条関係）

※ 審査基準
・活動目的が県政の課題に関わること。
・政務活動費を充てることができる経費の範囲に合致すること。

年 月 分 支出報告書

会派名：

幹事長	経理責任者
-----	-------

経 費	内 訳	支出金額
調査研究費	調査研究費 計	
研 修 費	研 修 費 計	
広聴広報費	広聴広報費 計	
要請陳情等活動費	要請陳情等活動費 計	
公 議 費	公 議 費 計	
資料作成費	資料作成費 計	
資料購入費	資料購入費 計	
事務所費	事務所費 計	
事務費	事務費 計	
人件費	人件費 計	
	合 計	

議員名

（注）幹事長とは、会派が定める幹事長をいい、経理責任者とは、会派が定める政務活動費経理責任者をいう。

様式第十一号の三を次のように改める。

様式第11号の3 (第6条関係)

年 月分 政務活動実績報告書 (政務活動記録簿)

会派名		議員名	
-----	--	-----	--

活動日	経費区分	目的地		所要時間 (分)	相手方等	活動目的 及び 活動内容	移動距離 (自家用車)	支払額	備考
		市町村名等	場所(会場等)						

(注) 移動距離は、自家用自動車で政務活動を行った場合に記載すること。

養老線十四号から養老線十八号までの養老中「」や「」にのみ。
取 組
この趣旨は、令和七年四月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和6年12月6日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く）		
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者（大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く）	令和7年1月15日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和5年、令和6年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成7年2月28日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和6年12月6日（金）から令和6年12月16日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和6年12月6日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第4号

仙塩広域都市計画道路路南小泉茂庭線宮沢橋事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和6年12月6日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

令和6年11月29日付け宮収号外通知文

令和6年11月22日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 通知を受けるべき者

酒井 和子 住所・常居所不明

ただし、最後に判明した住所 宮城県仙台市六軒丁6

阿部 京子又は その相続人

住所・常居所不明

ただし、最後に判明した住所

カナダ国オンタリオ州トロント市パーヴァット通232